

## 三重県内で飲食店を経営する方へ

### 三重県時短要請協力金について

2021年8月12日に「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」が発表されました。その協力要請に応じて、2021年8月14日から8月31日の間、または、8月15日から8月31日の間、または、8月16日から8月31日の間、または、8月17日から8月31日の間、または、8月18日から8月31日の間に、夜間（20時から翌日午前5時まで）の営業をやめる事業者に協力金が出ます。

申請受付要項は、9月以降に県ホームページに掲載される予定です。

### 対象外店舗の具体例

・宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等

### 交付額（例）

1店舗1日あたり 25,000円～75,000円【中小企業の場合】

### 相談窓口（日本語のみ対応）

#### 三重県時短要請協力金相談窓口

電話番号 059-224-2247

受付時間 9時から17時まで

開設期間 8月13日から9月17日まで

※土日は除く

時短営業を告知する貼り紙を写真撮影するなどの条件があります。

こちらをよく確認してください（日本語のみ）

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500291.htm>